

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
1	01 市町村の概要	統合 (一本化)	1 新市の事務所の位置は、現在の釧路市役所の位置とする。(釧路市黒金町6丁目2番地、同7丁目5番地及び同8丁目2番地) 位置 東経 144度 22分 24秒、北緯 42度 58分 10秒	同左	同左			総務	04	
	01 地勢と面積	合併時		同左						
	01 地勢									
	01 位置									
2	01 市町村の概要	統合 (同一内容)	1 6市町村の行政区域面積は、合併後「2,960.17平方キロメートル」、宅地面積は「61平方キロメートル」となるが、釧路町と厚岸町の境界が未確定の部分については、新市移行後さらに継続して協議するものとする。なお、重複する土地は「釧路町大字仙鳳趾村字ボンルクシュポール」であるが、釧路町の地籍調査は終了し、成果は登記済みである。	同左	1 行政区域面積は、合併後「2,135.61平方キロメートル」、宅地面積は「55平方キロメートル」となる。	1の記述中「6市町村の」を削除し、「2,960.17」を「2,135.61」、「61」を「55」に修正  同じく「が、釧路町と厚岸町の境界が未確定の部分については、新市移行後さらに継続して協議するものとする。なお、重複する土地は「釧路町大字仙鳳趾村字ボンルクシュポール」であるが、釧路町の地籍調査は終了し、成果は登記済みである。」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24	
	01 地勢と面積	合併時		同左						
	02 面積									
	01 行政区域面積と宅地面積									
3	01 市町村の概要	その他	1 すべてを歴史として保存するため課題はないことから、調整不要である。	同左	同左			総務		
	02 市町村の沿革									
	01 市町村の沿革									
	01 市町村の沿革									
4	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	01 人口・世帯数の推移									
	01 人口・世帯数									
5	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	02 人口動態									
	01 人口動態の推移									
6	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	02 人口動態									
	02 通勤・通学									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
7	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画			
	03 人口・世帯										
	03 年齢別人口										
	01 年齢別人口										
8	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画			
	03 人口・世帯										
	04 就業者人口										
	01 就業者人口										
9	02 市町村の計画	その他	1 総合計画については、下記のとおりとする。 (1)策定には合併後直ちに着手し、遅くとも平成19年度までに完了する。 (2)新総合計画の計画期間は、遅くとも平成20年度からとする。 (3)新総合計画の策定にあたっては、新市建設計画を基本とする。 (4)現総合計画は、新総合計画が策定されるまでは地域振興計画と位置付ける。 (5)新総合計画には地域別振興計画を盛り込む。 (6)阿寒町については、平成16年度に現総合計画が終了するため、阿寒町としての次期総合計画を策定する。	同左	同左			企画	11		
	01 総合計画の状況										
	01 総合計画										
	01 総合計画										
10	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 行政改革大綱については、新市において新たに策定するものとする。	同左	1 行政改革大綱については、新市において釧路市の大綱を基本に新たに策定するものとする。	1の記述中、「釧路市の大綱を基本に」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	14		
	02 行政計画の状況										
	01 総務部門	合併時		同左							
	01 行政改革大綱										
11	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 (1)地域防災計画については合併時に一本化するが、避難場所、消防計画等で市域と釧路町域が重複する地区があることから調整が必要である。 (2)雌阿寒岳火山防災計画については、合併前に組織の再編を含めて、協議の必要があり、一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の制度に一本化する。 (1)地域防災計画については合併時に一本化する (2)雌阿寒岳火山防災計画については、合併前に組織の再編を含めて、協議の必要があり、一本化し新市に引き継ぐ。	1(1)の記述中、「が、避難場所、消防計画等で市域と釧路町域が重複する地区があることから調整が必要である。」を削除	釧路町離脱による	総務	24-01		
	03 地域計画の状況										
	01 総務部門	合併時									
	01 地域防災計画										
12	02 市町村の計画	その他	1 新市建設計画における財政計画が策定済であることから調整不要とする。	同左	1 新市建設計画における財政計画が策定されることから調整不要とする。	1の記述中、「策定済である」を「策定される」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	財政			
	03 地域計画の状況										
	03 財政部門										
	01 財政将来計画										
13	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況		2 新市の選挙で首長を、最初の議会で助役、収入役を選任する。	同左							
	01 三役の任期	合併時									
	01 任期										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
14	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 給 料 新市特別職の給料は、釧路市の制度による。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況			2 諸手当 手当の種類は、期末手当と寒冷地手当とする。 期末手当の支給率は、釧路市の制度による。 ただし、他市の状況や一般職員との均衡を考慮する。	同左							
	02 給与											
	01 給料・諸手当											
15	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の特別職の退職手当は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況											
	02 給与											
	02 退職手当											
16	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 その他の常勤特別職の定数 教育長、水道事業管理者及び常勤監査委員各1名とする。	同左	1 その他の常勤特別職の定数 釧路市の例により、教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員各1名とする。  2 新市の最初の議会において選任する。 教育委員は、合併後最初の議会で選任されるが、それまでの間合併市町村の委員を臨時に選任するものとする。	1の記述中、「釧路市の例により、」を追加  1の記述中、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に修正  2の記述中、「合併市町村」を「合併市町」に修正	については、調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加  については、平成16年4月1日釧路市の職名変更による  については、鶴居村離脱による	総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況											
	01 任期											
	01 任期											
17	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 給料 新市のその他の特別職の給料は釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況			2 諸手当 その他の特別職の手当の種類は、期末手当、寒冷地手当とする。	同左							
	02 給与											
	01 給料・諸手当											
18	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市のその他の常勤特別職の退職手当の支給については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況											
	02 給与											
	02 退職手当											
19	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の日額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、日額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1)選挙関係 投票管理者、選挙長、開票管理者、投票立 会人、選挙立会人、開票立会人 (2)固定資産評価審査委員会委員 (3)統計調査員 (4)その他法令規則による委員 国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、附属機関の委員等	同左	同左			総務	12		
	03 非常勤特別職の状況											
	01 報酬及び費用弁償											
	01 非常勤特別職報酬額(日額)											

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
20	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の月額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、新市の月額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1)6市町村共通 監査委員、教育委員会委員長・委員、農業委員会会長・委員 (2)釧路市 公平委員会委員長・委員  2 その他 選挙管理委員会委員長・委員、顧問弁護士	同左	1 新市の月額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、新市の月額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1)4市町共通 監査委員、教育委員会委員長・委員、農業委員会会長・委員 (2)釧路市 公平委員会委員長・委員  2 その他 選挙管理委員会委員長・委員、顧問弁護士	1(1)の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	12		
	03 非常勤特別職の状況	合併時		同左							
	01 報酬及び費用弁償										
	02 非常勤特別職報酬額(月額)										
21	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 年額報酬による非常勤特別職は、釧路市の制度により一本化する。	同左	同左			総務	12		
	03 非常勤特別職の状況	合併時		同左							
	01 報酬及び費用弁償										
	03 非常勤特別職報酬額(年額)										
22	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の特別職報酬等審議会は、釧路市の制度に統合一本化する。	同左	同左			総務	16		
	03 非常勤特別職の状況	合併時		同左							
	01 報酬及び費用弁償										
	05 特別職報酬額等審議会										
23	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の後援名義の使用許可は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	02 秘書事務										
	01 後援名義の使用許可										
24	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の首長交際費については、釧路市の例による。	同左	同左			総務	12		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	02 秘書事務										
	02 市町村長交際費										
25	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 北海道市長会へ一本化する。	同左	同左			総務	18		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	02 秘書事務										
	03 全道市町村長会										

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容						
	小項目										
	細項目										
26	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 基本方針については、新市において新たに策定するものとする。 2 推進体制等については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	01 行政改革の推進										
27	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 職務上の地位別職員数は、現状のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、組織、機構に応じた職員定数の適正化計画等を定め効率的な勤務体制を確立するものとする。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため		総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	03 職務上の地位別職員数										
28	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 職種別職員数は、現状のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、組織、機構に応じた職員定数の適正化計画等を定め効率的な勤務体制を確立するものとする。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため		総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	04 職種別職員数										
29	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市において職員定数の適正化計画を策定し、均衡のとれた職員配置に努めるものとする。	同左	同左				総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	06 年齢構成別職員数										
30	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 吏員 新市の吏員の区分及び職名(補職)は、釧路市の制度に一本化する。釧路市の吏員名は、事務吏員、技術吏員、消防吏員である。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	07 職名										
31	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の管理職の範囲については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	08 管理職の範囲										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
32	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の職員研修については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	09 職員研修										
33	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 出勤カード(簿)の整理の方法については、現行のまま新市に引き 継ぐ。 2 書式の統一については、合併時まで調整する。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	10 出勤カード(簿)整理										
34	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市の分限及び懲戒に関する規定は、釧路市の制度に一本化す る。 2 懲戒処分等の公平性を確保する上で審査を行うための「懲戒等審 査委員会」を置くものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	11 職員(任免、服務、賞 罰)										
35	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 年次有給休暇の付与について、一本化が必要である。職員の採用 や退職の時期を考慮すると年度での処理が望ましい。 2 市町村独自の特別休暇制度については、国家公務員の制度との均 衡に配慮する必要がある。	同左	1 年次有給休暇の付与について、一本化が必要である。職員の採用 や退職の時期を考慮すると年度での処理が望ましい。	2の記述中、「市町村 独自」を「市町独自」に修 正	鶴居村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左	2 市町独自の特別休暇制度については、国家公務員の制度との均衡 に配慮する必要がある。						
	03 人事										
	12 職員の勤務条件										
36	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 貸与規定に基づく被服の貸与については、新市に現行のまま引き 継ぐものとする。 2 新市の貸与の範囲は釧路市の例を基本とし、合併後調整を行うもの とする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	13 職員の被服貸与										
37	03 行政組織機構	その他	1 6市町村の職員団体の協議による。 【参考】 釧路市 釧路市役所労働組合・全水道釧路水道労働組合 釧路町 自治労釧路町役場職員組合 阿寒町 阿寒町役場職員組合 鶴居村 自治労鶴居村役場職員労働組合 白糠町 白糠町役場職員組合 音別町 音別町職員組合	同左	1 職員団体の協議による。 【参考】 釧路市 釧路市役所労働組合・全水道釧路水道労働組合 阿寒町 阿寒町役場職員組合 白糠町 白糠町役場職員組合 音別町 音別町職員組合	1の記述中、「6市町村 の」を削除  【参考】の記述中、釧 路町及び鶴居村に関する 記述を削除	とも、釧路町・鶴居 村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況										
	03 人事										
	14 職員団体										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
38	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市においては、釧路市の制度に一本化し、職員の勤務評価を行うものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	15 職務評価										
39	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市の臨時的任用等職員については、正規職員の定員適正化計画や事務事業の見直しを行い、適正配置に努めるものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	16 臨時職員の配置と賃 金										
40	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の初任給基準は、合併時までに調整する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	04 給料										
	02 初任給基準										
41	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 [03-04-04-05]「一般職の昇任・昇給モデル」との調整を図ることとし、同様に合併時までに調整する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	04 給料										
	06 現業職の昇任・昇格モ デル										
42	03 行政組織機構	その他	1 国家公務員の給料を100とした場合の指数であり学歴の区分によって異なっているが、新市として公表するものであることから調整不要とする。	同左	同左			総務			
	04 組織・人事・給与等の 状況										
	04 給料										
	07 一般職のラスパイレ ス指数										
43	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 6級までの昇給及び昇格の基準を合併時までに調整する。 2 在職者についても、合併後調整を行うものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	04 給料										
	08 職員の昇給・昇格										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
44	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の給料・手当の支給日及び支払方法は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	04 給料									
	09 職員給与、手当等の 支給日及び支払い方法									
45	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現行制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	05 諸手当等									
	01 扶養手当									
46	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 住居手当については、支給額に差異があるので合併時までに調整する。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	05 諸手当等									
	02 住居手当									
47	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 通勤手当については、合併時までに調整する。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	05 諸手当等									
	03 通勤手当									
48	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の特殊勤務手当の支給の範囲及び支給金額については、合併時までに調整する。  2 医師手当、医療業務手当等医療関係者に対する特殊勤務手当についても、釧路市の制度を基準に調整するが給料の支給に見られるように差異があるので調整が必要である。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	05 諸手当等									
	04 特殊勤務手当									
49	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 管理職の範囲については、[03-04-03-08]で調整済みであるが、管理職手当の支給については、合併時までに調整する。	同左	同左			総務	09	
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左						
	05 諸手当等									
	05 管理職手当									



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
50	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 期末勤勉手当については、合併時まで調整する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	06 期末勤勉手当										
51	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 寒冷地手当については、合併時まで調整する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	07 寒冷地手当										
52	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 旅費の支給基準については、日当・宿泊費に差異があるので合併前までに調整をする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	09 旅費支給基準										
53	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市のその他の諸手当の種類は次のとおりとする。 (1)宿日直手当 (2)管理職員特別勤務手当 (3)時間外勤務手当(休日、夜間勤務を含む) (4)単身赴任手当  2 上記の手当の額は、国の制度に準ずるものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	10 その他の諸手当										
54	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の職員の表彰制度を設ける。表彰の種類は次のとおりとする。 (1)功績表彰 ~ 職務に関し、特に有益な発明、考案があった者 (2)模範表彰 ~ 業務上危害を未然に防止し、又は変事に際し特に功績があった者 (3)勤続表彰 ~ 勤務年数に応じて表彰する。 (4)善行表彰 ~ 人命救助等特に表彰することが適当と認められた者 (5)優良運転職員表彰 ~ 運転業務専従者で無事故無違反者 なお、勤続表彰の勤続年数は、釧路市の例による。  2 優良運転職員表彰は、釧路市の例による。  3 職員提案に対する表彰は釧路市の例による。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	06 職員福利厚生事業										
	01 職員表彰の状況										

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
55	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の労働安全衛生管理については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	06 職員福利厚生事業										
	02 労働安全条例、委員会の設置										
56	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 職員に貸与する住宅については、現状のまま新市に引き継ぎ有効利用を図ることとする。また深夜勤務等が予想された場合の施設の検討が必要である。 2 福利厚生会については、釧路市の例による。 3 医務室の設置に関しては、釧路市の例による。	その他	同左	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正  調整時期の「合併時」を削除	1については(同一内容)、2及び3については統合(一本化)であり、調整方針が複数あることから、区分を「その他」で統一するため  調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため		総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況										
	06 職員福利厚生事業										
	03 住宅貸与規則・福利厚生会設置規則・医務室設置規程										
57	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の福利厚生会事業は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	06 職員福利厚生事業										
	05 福利厚生会事業										
58	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の福利厚生会貸付事業は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	06 職員福利厚生事業										
	06 福利厚生会貸付事業										
59	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の執行機関の決定会議は、釧路市の例による。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	釧路市の現行に一本化 する内容であるため		総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	07 執行機関の決定会議										
	01 執行機関の決定会議										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
60	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の例規を合併特例措置(経過規定)を含め、全部が新規の条例となり合併時に専決処分を行いました公布する。	同左	同左			総務	13		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	01 例規類の再編集										
61	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の自衛官募集事務は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	02 自衛官募集事務										
62	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 合併時に釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 物品購入等業者登録未実施町村については、合併時までに登録を済ませて置くこととする。	同左	1 合併時に釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	2の記述中、「未実施町村」を「未実施町」に修正	鶴居村離脱による	財政	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左	2 物品購入等業者登録未実施町については、合併時までに登録を済ませて置くこととする。						
	08 総務事務										
	05 物品の調達及び検収										
63	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の宗教法人証明関係は、釧路市の例による。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	釧路市の現行に一本化する内容であるため	総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	07 宗教法人証明関係事務										
64	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁内印刷事務については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	08 庁内印刷事務										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
65	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 その他の主要な事業として、行政全般に係る一般的な法律相談を行う顧問弁護士を選任するものとする。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	08 総務事務									
	09 その他主要な事務事業									
66	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕									
	02 催物案内表示板(庁内)									
67	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕									
	03 庁内掲示物									
68	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 宿日直業務の内容は、6自治体同様であるが嘱託職員、臨時職員、外部委託に分類される。 2 庁舎警備や清掃業務を行っている事業者と契約しているものについては、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 宿日直業務の内容は同様であるが、嘱託職員、臨時職員、外部委託に分類される。	1の記述中、「6自治体」を削除 釧路町・鶴居村離脱による		総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左	2 庁舎警備や清掃業務を行っている事業者と契約しているものについては、現状のまま新市に引き継ぐ。					
	09 庁舎営繕									
	04 宿日直勤務									
69	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 ボイラーの運転管理に関しては、それぞれに対応が異なっているが現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕									
	05 ボイラー等運転管理									
70	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の防火設備については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕									
	06 防火管理									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
71	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の清掃については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	09 庁舎営繕										
	07 庁舎清掃事務										
72	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の守衛業務については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	09 庁舎営繕										
	08 守衛業務										
73	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の電話交換業務及び庁内電話の管理については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	09 庁舎営繕										
	09 電話交換業務、庁内電話管理業務										
74	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の附属機関については、釧路市の制度に一本化する。 2 釧路市の制度に定められていない附属機関で合併後設置が必要と認められるものについては、あらかじめ整理をする必要がある。(例:地籍調査委員会)	同左	同左			総務	16		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	10 執行機関の附属機関										
	01 執行機関の附属機関										
75	03 行政組織機構	その他	1 14-01-03-06「広域連合」で調整済みのため調整不要とする。 【参考】 1 6市町村が合併に至るときは、廃止となる。 2 上記以外については、 (1)合併を是とした自治体は脱退し、新市として参加する。 (2)合併を否とした自治体は継続する。したがって、広域連合は、維持される。	同左	1 【14-01-03-06】「広域連合」で検討されるため調整不要とする。	1の記述中、「調整済みの」を「検討される」に修正  【参考】以下の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	企画			
	05 企画事務状況										
	01 事務事業										
	01 広域連携事務										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目			時期						
細項目	時期	調整内容	方針	調整内容						
76	03 行政組織機構	その他	1 組織一本化に向けて各団体間の調整を図る。 2 新市において、広大な行政区域にわたる調査を円滑に実施するため会員(調査員)の加入促進を図っていく。	同左	同左			企画	18	
	05 企画事務状況	経過措置 1年程度		同左						
	01 事務事業			同左						
	02 統計に関する団体									
77	03 行政組織機構	その他	1 国の委託調査であるため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	05 企画事務状況			同左						
	01 事務事業				同左					
	03 統計調査に関すること									
78	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市において、広大な行政区域にわたる調査を円滑に実施するため調査員の加入促進を図っていく。 2 白糠町において支給されている年額報酬は支給しない。	同左	同左			企画	25-24	
	05 企画事務状況	合併時		同左						
	01 事務事業				同左					
	04 統計調査員									
79	03 行政組織機構	その他	1 定住促進に関する補助金は、下記の理由により調整猶予とする。 (1)音別町の制度は当面の間継続し、合併後3年を目途に廃止する。 (2)阿寒町は平成15年3月をもって制度を廃止したが、定住年数等を満たし支給要件の発生したものは、平成19年3月まで支給が継続する。 2 まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金については、統合・一本化する。 (1)各市町村の現行制度の趣旨を生かして、新市へ引き継ぐ。	同左	1 定住促進に関する補助金は、下記の理由により調整猶予とする。 (1)音別町の制度は当面の間継続し、合併後3年を目途に廃止する。 (2)阿寒町は平成15年3月をもって制度を廃止したが、定住年数等を満たし支給要件の発生したものは、平成19年3月まで支給が継続する。 2 まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金については、統合・一本化する。 (1)各市町の現行制度の趣旨を生かして、新市へ引き継ぐ。	2(1)の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	企画	20	
	05 企画事務状況			同左						
	02 補助金の状況									同左
	01 補助金									
80	03 行政組織機構	その他	1 阿寒町の「水力発電施設周辺地域交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、鶴居村の「つるいCI推進」及び「下幌呂地区公共用地利用計画策定」、釧路市の「釧路市重要懸案事項要望活動」については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 その他の地域振興事業については、各市町村の事業の趣旨を生かして新市で再編する。	同左	1 阿寒町の「電源立地地域対策交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、釧路市の「釧路市重要懸案事項要望活動」については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 その他の地域振興事業については、各市町の事業の趣旨を生かして新市で再編する。	1の記述中、「水力発電施設周辺地域交付金事業」を「電源立地地域対策交付金事業」に修正し、「鶴居村の「つるいCI推進」及び「下幌呂地区公共用地利用計画策定」」を削除 2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	については、平成15年度の事業名称変更及び鶴居村の離脱による については、鶴居村の離脱による	企画	25-24	
	05 企画事務状況			同左						
	03 その他主要な事務事業									同左
	01 その他主要な事務事業									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
81	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 行政手続条例については、釧路町の制度に一本化する。	同左	1 行政手続条例については、音別町の制度に一本化する。	1の記述中、「釧路町」を「音別町」に修正	釧路町離脱による	総務	25-02		
	06 行政手続の状況	合併時		同左							
	01 行政手続条例			同左							
	01 行政手続条例			同左							
82	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 釧路市のみ設置しており、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	14		
	08 東京事務所の状況	合併時		同左							
	01 東京事務所の状況			同左							
	01 東京事務所			同左							
83	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整会議を設置の上、合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整会議を設置の上、合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	01 組織・機構										
	02 議会運営委員会・特別委員会の状況										
84	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。 2 議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象に配布する。但し、その内容については広報委員会の設置のあり方とともに合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。 2 議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象に配布する。但し、その内容については広報委員会の設置のあり方とともに合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	01 会議の開催・議会報										
85	04 議会	その他	1 原則、法律等に定めのあるものに就任することとなるが、農業委員会委員の選任をどうするかという問題もあり合併時までに調整をする。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	02 地方公共団体の組合・附属機関・審議会等への就任状況										
86	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	03 委員長報告・委員会記録の作成										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
87	04 議会	その他	1 会議傍聴は公開を原則とする。但し、議員数や会議場所、スペースの問題もありその詳細については、合併時までに調整する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	04 会議傍聴状況										
88	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	05 質問の状況										
89	04 議会	統合 (一本化)	1 発行部数、作成方法は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時									
	06 会議録の調整										
90	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市は市条例で規定されており、町村は北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市は市条例で規定されており、3町は北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時									
	07 議員の公務災害										
91	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市は市議会議員共済会、町村は町村議会議員共済会に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市は市議会議員共済会、3町は町村議会議員共済会に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	18		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時									
	08 議員共済										
92	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	09 議員視察										



通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
93	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	10 議会の日程										
94	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市の公印管理・種類に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時		同左							
	11 議会公印の管守										
95	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時までに調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	12 請願・陳情の受理及び審議状況										
96	04 議会	統合 (一本化)	1 町村は事務局で製本し保管しているの、釧路市の制度に一本化し、作成・保管する。 作成手段 各市町村とも事務局で作成。 保管方法 釧路市は暦年で業者に製本を委託し保管。	同左	1 3町は事務局で製本し保管しているの、釧路市の制度に一本化し、作成・保管する。 作成手段 各市町とも事務局で作成。 保管方法 釧路市は暦年で業者に製本を委託し保管。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正  1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時		同左							
	13 議決書										
97	04 議会	統合 (一本化)	1 各市町村で年間予算額はまちまちで、行事関係、慶弔費等に支出しているのが実態であり、釧路市の例に一本化する。	同左	1 各市町で年間予算額はまちまちで、行事関係、慶弔費等に支出しているのが実態であり、釧路市の例に一本化する。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	03 報酬等	合併時		同左							
	02 議長交際										
98	04 議会	その他	1 議会運営に必要な職員を配置するものであるが、議会運営方法、議員数、議場などの方向性が確認された後、合併時までに調整する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	02 議会事務局の状況										
	01 事務局の状況										
	01 議会事務局										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	時期	調整内容					
99	04 議会 02 議会事務局の状況 02 その他主要な事務事業 01 その他主要な事務事業	その他	1 議会活性化問題については、新市においても常に努力、調整が必要である。	同左	1 該当事業がないことから調整不要。	1の記述を「該当事業がないことから調整不要。」に修正	釧路町離脱により、唯一現況調書に記載されていた事業がなくなったことによる	議会事務局	
100	05 財政 01 財政の状況 01 普通会計決算収支の状況 01 普通会計の推移	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政	
101	05 財政 01 財政の状況 01 普通会計決算収支の状況 02 普通会計決算(歳入)	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政	
102	05 財政 01 財政の状況 01 普通会計決算収支の状況 03 普通会計決算(目的別歳出)	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政	
103	05 財政 01 財政の状況 01 普通会計決算収支の状況 04 普通会計決算(性質別歳出)	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政	

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容						
	小項目										
	細項目										
104	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左				財政		
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	05 普通会計決算(人件費)										
105	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左				財政		
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	06 普通会計決算(物件費)										
106	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左				財政		
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	07 普通会計決算(補助費等)										
107	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左				財政		
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	08 地方債の状況										
108	05 財政	その他	1 国保・老人・介護における会計は、統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ、現行のまま残す。介護サービス部門については、合併時に特別会計で実施する。 2 簡易水道については、現行どおり簡易水道事業として単独でいいのか、それとも水道事業に統合するのか、他の部会での調整を見定める必要がある。簡水以外については、それぞれ現行のまま残す。 3 他の特別会計については、それぞれ現行のまま残す。	同左	同左				財政	25-24	
	01 財政の状況										
	02 特別会計決算収支の状況										
	01 特別会計の設置状況										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
109	05 財政	その他	1 [05-01-02-01]「特別会計の設置状況」に表示された会計の統計的な項目であり調整不要とする。	同左	同左			財政		
	01 財政の状況									
	02 特別会計決算収支の状況									
	02 特別会計の収支状況(公営企業法適用会計)									
110	05 財政	統合(同一内容)	1 6自治体共通の特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険)については統合するが、独自にもっている特別会計(駐車場事業、動物園事業等)については、それぞれ現行のまま残し新市に引き継ぐ。	同左	1 4市町共通の特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険)については統合するが、独自にもっている特別会計(駐車場事業、動物園事業等)については、それぞれ現行のまま残し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6自治体」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	財政	25-24	
	01 財政の状況									
	02 特別会計決算収支の状況	合併時								
	03 特別会計の収支状況(公営企業法非適用会計)									
111	05 財政	その他	1 新市の財政規模に応じて限度額を定める。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況									
	01 一時借入金									
112	05 財政	統合(一本化)	1 新市の収入調定及び支出負担行為等については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況	合併時								
	02 一定額以上の収入調定及び支出負担行為、支出命令の審査									
113	05 財政	統合(一本化)	1 原則、入札とする。新市に所在する金融機関を対象とする。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況	合併時								
	03 縁故債の借入方法と借入先									

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			調整内容	調整内容					
	小項目		方針		方針 時期					調整内容
	細項目		時期							
114	05 財政	調整猶予	1 新市において新システムを導入する。なお、旧システムは1年の経過措置をもって整理することとする。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況	猶予期間		同左						
	03 財政の事務事業の状況	1年程度								
	04 起債管理システム									
115	05 財政	統合 (一本化)	1 釧路市の制度で一本化する。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況			同左						
	03 財政の事務事業の状況	合併時								
	05 決算調製									
116	05 財政	統合 (一本化)	1 釧路市の制度で一本化する。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況			同左						
	03 財政の事務事業の状況	合併時								
	06 財政事情の公表について									
117	05 財政	統合 (一本化)	1 法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間、合併市町村長の職務執行者が、必要な収支につき暫定予算(一般会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能にさせる予算)を調整し、これを執行するとの調整措置が採られている。この暫定予算は、通常の暫定予算とは異なり、議会の議決を要せず、職務執行者限りで調整される。ただし、暫定予算に計上できる費用は (1)長及び議員の選挙費 (2)長及び議員が就任するまでの新市町村の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの (3)最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限定されるべきものであり、政策的経費に属する事業費等は計上すべきではないものと考えられる。	同左	1 法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間、市長職務執行者が必要な収支につき暫定予算(一般会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能にさせる予算)を調整し、これを執行するとの調整措置が採られている。この暫定予算は、通常の暫定予算とは異なり、議会の議決を要せず、職務執行者限りで調整される。ただし、暫定予算に計上できる費用は (1)長及び議員の選挙費 (2)長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの (3)最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限定されるべきものであり、政策的経費に属する事業費等は計上すべきではないものと考えられる。	1の記述中、「合併市町村長の職務執行者」を「市長職務執行者」に修正  1(2)の記述中、「新市町村」を「新市」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱をうけ調整内容文を精査した	財政	25-24	
	01 財政の状況	合併時		同左						
	03 財政の事務事業の状況									
	07 予算の編成及び配当について									
118	05 財政	その他	1 新市において、財政指標の項目が変更になることなく調整不要とする。	同左	同左			財政		
	01 財政の状況									
	04 主要財政指標									
	01 主要財政指標									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
119	05 財政	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま、新市に引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況			同左							
	01 公有財産の管理状況										
	01 公共施設の賃貸借契約										
120	05 財政	統合 (一本化)  合併時	1 公有財産については、釧路市の制度で一本化し新市へ引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況			同左							
	01 公有財産の管理状況										
	02 公有財産										
121	05 財政	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま、新市に引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況			同左							
	01 公有財産の管理状況										
	03 民有地の借り入れ										
122	05 財政	その他	1 新市において、主要ストック指標の項目が変更になることはなく調整不要とする。	同左	同左			財政			
	03 主要ストック指標										
	01 主要ストック指標										
	01 主要ストック指標										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
123	05 財政	その他	1 各市町村それぞれで持っている基金は、下記のとおり整理する。 (1) 基金を統合一本化するもの 財政調整基金 減債基金 土地開発基金	同左	1 各市町村それぞれで持っている基金は、下記のとおり整理する。 (1) 基金を統合一本化するもの 財政調整基金 減債基金 土地開発基金	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正による  1(3)の記述中、「酪農振興基金」及び「(仮称)ふるさと人材育成基金」を削除  1(4)の記述中、「酪農教育振興基金」及び「(仮称)鶴居地区定住促進基金」を削除	とも、鶴居村離脱による	財政	05		
	04 積立金現在高の状況		(2) 類似趣旨の基金を統合再編するもの (仮称)地域振興基金 (仮称)福祉基金 (仮称)森林基金 (仮称)商工業振興基金 (仮称)公共施設等整備基金 (仮称)教育基金		(2) 類似趣旨の基金を統合再編するもの (仮称)地域振興基金 (仮称)福祉基金 (仮称)森林基金 (仮称)商工業振興基金 (仮称)公共施設等整備基金 (仮称)教育基金						
	01 各種基金設置、運用及び現在高の状況		(3) 基金を単独設置するもの 産炭地域振興基金 タンチョウ保護基金 マリモ保護基金 吉田人材育成基金 酪農振興基金 (仮称)ふるさと人材育成基金		(3) 基金を単独設置するもの 産炭地域振興基金 タンチョウ保護基金 マリモ保護基金 吉田人材育成基金						
	01 財政調整基金、災害救助資金、減債基金、土地開発基金、その他の特定目的基金		(4) 基金を地域限定とするもの アイヌ民俗文化振興基金 漁業振興基金 酪農教育振興基金 (仮称)鶴居地区定住促進基金 (5) 基金を廃止するもの 阿寒町国営土地償還基金 奨学基金  備荒資金については、新市に引き継ぐ。(普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものについては超過納付金とする。)		(4) 基金を地域限定とするもの アイヌ民俗文化振興基金 漁業振興基金 (5) 基金を廃止するもの 阿寒町国営土地償還基金 奨学基金  備荒資金については、新市に引き継ぐ。(普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものについては超過納付金とする。)						
124	05 財政	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	05 債務負担行為			同左							
	01 債務負担行為	合併時									
	01 債務負担行為の状況										
125	05 財政	再編	1 指定金融機関は、新市においても指定する。	同左	1 指定金融機関は、新市においても指定する。	3の記述中、「6市町村が」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	財政	25-24		
	06 会計課の状況	合併時	2 指定代理金融機関の指定の是非については、これまで、それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮する。	同左	2 指定代理金融機関の指定の是非については、これまで、それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮する。						
	02 事務の状況		3 収納代理金融機関は、6市町村が指定している金融機関を全て網羅することとする。		3 収納代理金融機関は、指定している金融機関を全て網羅することとする。						
	01 指定金融機関		4 収納代理郵便署は、現行どおりとする。		4 収納代理郵便署は、現行どおりとする。						

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
126	05 財政	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			財政	25-24		
	06 会計課の状況			同左							
	02 事務の状況										
	02 監査										
127	05 財政	その他	1 新市において指定金融機関が決定してからの調整とする。	同左	同左			財政	25-24		
	06 会計課の状況										
	02 事務の状況										
	03 現金の出納と保管										
128	07 情報化の推進	再編  経過措置 1年程度	1 新市のホームページには合併時までに基本的な情報を掲載し、合併後速やかに新市のホームページとして完成させる。 2 各市町村のホームページは、合併後も一定期間維持する。	同左	1 新市のホームページには合併時までに基本的な情報を掲載し、合併後速やかに新市のホームページとして完成させる。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	企画	25-02		
	01 地域情報化の状況			同左	2 各市町のホームページは、合併後も一定期間維持する。						
	01 情報基盤整備の状況										
	01 ホームページの開設										
129	07 情報化の推進	統合 (一本化)  合併時	1 国の情報公開法の趣旨により、より積極的に公開する方向で一本化する。 2 旧市町村の文書の公開は、新条例において旧市町村の条例によることを規定する。請求場所と公開場所は、文書管理や新市後の旧各自治体役所(役場)の機能と関連するため合併時までに検討する。	同左	1 国の情報公開法の趣旨により、より積極的に公開する方向で一本化する。	2の記述中、「旧市町村」を「旧市町」に2箇所修正	鶴居村離脱による	企画	25-02		
	03 情報公開の状況			同左	2 旧市町の文書の公開は、新条例において旧市町の条例によることを規定する。請求場所と公開場所は、文書管理や新市後の旧各自治体役所(役場)の機能と関連するため合併時までに検討する。						
	01 情報公開条例の状況										
	01 情報公開										
130	07 情報化の推進	統合 (一本化)  合併時	1 新市の市長の資産等の公開については、釧路市の例により実施するものとする。	同左	同左			総務	25-02		
	03 情報公開の状況			同左							
	03 市町村長資産公開の状況										
	01 資産公開										
131	11 入札・検査	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市の制度で一本化し、新市へ引き継ぐ。ただし、現時点では各市町村の登録業者を1社1社、釧路市の格付け基準に当てはめた場合の影響については把握できないところであり、その影響が大であると認められるものがあつたときには、新市に引き継ぐまで、或いは新市において制度内容の一部見直しも視野に入れる必要がある。	同左	1 釧路市の制度で一本化し、新市へ引き継ぐ。ただし、現時点では各市町村の登録業者を1社1社、釧路市の格付け基準に当てはめた場合の影響については把握できないところであり、その影響が大であると認められるものがあつたときには、新市に引き継ぐまで、或いは新市において制度内容の一部見直しも視野に入れる必要がある。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の状況			同左							
	01 入札・検査制度										
	01 入札										



通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目			時期						
132	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左					
	01 工事等の入札・検査の 状況			同左						
	02 指名業者の登録	合併時								
	01 登録									
133	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 合併時に釧路市の制度に一本化する。 2 なお、新市において特に小修繕・修理を対象とし、現行制度に登録 できない業者を対象とした登録制度を検討する。	同左	同左					
	01 工事等の入札・検査の 状況			同左						
	03 入札の執行									
	01 指名審査									
134	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左					
	01 工事等の入札・検査の 状況			同左						
	04 契約事務									
	01 契約書の作成、工事 の公表									
135	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左					
	01 工事等の入札・検査の 状況			同左						
	05 工事等の検査									
	01 検査									
136	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併後の本部は、現釧路市消防本部の位置とする。 2 署・支署及び分遣所の名称については、原則現名称を使用するが、 町名等の変更が生じた場合は、調整を図る。 3 支署等の増設、再編については、合併後に定員管理計画とあわせ 署・支署の配置計画を策定する。	同左	同左					
	01 常備消防の状況			同左						
	01 組織・機構									
	01 消防機関の設置、本 部・署の位置									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類								
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容												
	小項目										時期							
	細項目																	
137	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 消防組織については、住民の安全を守るため速やかに新組織へ移行しなければならないため、3組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合する。</p> <p>2 組織定数については、合併前に消防本部組織の統合について結論付けをし、職員定数及び署・支署の配置については、合併時にそのまま新市に引き継ぐ。新市移行後に新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正に努めるとともに、比較的重複すると思われる消防力については、均衡を図ることとする。</p> <p>3 救急体制については、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、迅速で高度な救命体制の確立が必要であり、将来的には救急隊の専任化が理想である。また、各市町村の地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数、出勤区域も含めた体制づくりを新市移行までに検討する。</p> <p>4 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 ・「釧路東部消防組合」(既存組織からの脱退申し入れとそれに伴う関連事項等については、釧路町が調整を図る。) ・「釧路西部消防組合」(既存組織の解散とそれに伴う関連事項等については、釧路西部消防組合が調整を図る。)</p>	同左	同左	<p>1の記述中、「3組織」を「組織」に修正</p> <p>2の記述中、「とともに、比較的重複すると思われる消防力については、均衡を図ることとする」を削除</p> <p>3の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正</p> <p>4の記述中、「・「釧路東部消防組合」(既存組織からの脱退申し入れとそれに伴う関連事項等については、釧路町が調整を図る。)」を削除し、「既存組織の解散とそれを「脱退」に修正</p>	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	14								
	01 常備消防の状況																	
	01 組織・機構																	
	02 組織・人員																	
138	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 車両整備計画の策定にあたっては、各市町村での車両耐用年数も考慮しながら検討する。</p> <p>2 各町村のペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入も検討する。</p> <p>3 特殊車両については、地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築する。</p>	同左	同左	<p>1の記述中、「各市町村での」を削除</p> <p>2の記述中、「各町村の」を削除</p>	鶴居村離脱による	総務	14								
	01 常備消防の状況																	
	01 組織・機構																	
	03 車両の状況																	
139	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 資機材の効率的運用(互換性)を図るため、規格の統一を早期に図る必要がある。</p> <p>2 新たに統一した資機材の整備計画を策定する。</p> <p>3 市町村ごとに災害事象に特性があり、その事象に合わせた資機材の配置計画を策定する。</p>	同左	同左	<p>3の記述中、「市町村」を「市町」に修正</p>	鶴居村離脱による	総務	24-01								
	01 常備消防の状況																	
	01 組織・機構																	
	04 機材の現況																	
140	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 始業、終業時間及び勤務時間については、一般行政職に合わせ必要な事項について調整を図る。</p> <p>2 消防職員の服務規程は、調整を図る。</p>	同左	同左			総務	09								
	01 常備消防の状況																	
	01 組織・機構																	
	05 消防職員の服務																	

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
141	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に合わせ一本化する。	同左	同左			総務	09		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	06 消防賞慰金の状況										
142	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 本部、署の名称等が確定後に各種支給貸与品のデザイン等について検討する。 2 新市移行後に新たに被服整備計画を策定し、仕様の統一を図る。	同左	同左			総務	09		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	07 貸与品の支給等										
143	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併時釧路市の制度にあわせ一本化する。 (1)一般行政職と共通の手当及び給与については、行政組織機構の中で検討することとする。ただし、釧路市消防職員の給与が一般行政職より1号俸上位にあることについては、過去の経過を踏まえた調整を図る必要がある。 (2)消防活動・救急活動手当及び交替勤務手当については、釧路市の制度に合わせる。 (3)町村においては、災害時の人員確保のため非番・公休者を拘束する対価として消防業務手当、特別勤務手当を月額の特務手当として支給する制度が残っている。	同左	1 合併時釧路市の制度にあわせ一本化する。 (1)一般行政職と共通の手当及び給与については、行政組織機構の中で検討することとする。ただし、釧路市消防職員の給与が一般行政職より1号俸上位にあることについては、過去の経過を踏まえた調整を図る必要がある。 (2)消防活動・救急活動手当及び交替勤務手当については、釧路市の制度に合わせる。 (3)3町においては、災害時の人員確保のため非番・公休者を拘束する対価として特別勤務手当を月額支給する制度が残っている。	1(3)の記述中、「町村」を「3町」に修正し、「消防業務手当、」及び「の特務勤務手当として」を削除する	釧路町・鶴居村離脱による	総務	09		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	08 給与										
144	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 現施設数のまま新市に引き継ぐが、支署等の増設、再編については、合併後に定員管理計画とあわせ署・支署の配置計画を策定する。	同左	同左			総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	09 施設の状況										
145	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 各自治体の火災予防条例は、国で定めた(例)に基づき制定されており、一本化しても問題は生じない。 2 合併時釧路市の条例に合わせ改正する。	同左	同左			総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	02 消防事務の状況										
	01 火災予防と広報										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
146	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 合併時に現行制度のまま引き継ぐが、6市町村の情報システムの一本化に合わせ各消防機関も庁内ランで接続し、業務の停滞をきたさないよう速やかな対応が必要である。 2 地域住民の「安全と安心」を守る消防においては、情報の共有が必要不可欠であり、各消防機関を接続する情報ネットワークを構築するため、情報システム部門と調整を図る。	同左	同左	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	02 企画・統計										
147	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 火災罹災証明は、釧路市では被災者への負担軽減から徴収していないことから、無料とし統一を図る。 道内のほとんどの市町村で徴収していない。 2 火災予防条例に規定する、水張検査・水圧検査の手数料については、釧路町・釧路西部消防組合の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。 3 集合煙突検査証明については、現在の検査方法では責任が担保されないことから実施しない。 4 防火管理者資格取得講習会修了証明については、その他の証明書として5町村の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。	同左	同左	2の記述中、「釧路町・」を削除 3の記述を削除し、「4」を「3」に修正 修正後の3の記述中、「5町村」を「3町」に修正	については、釧路町・鶴居村離脱による については、釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	03 消防事務の各種証明 (「警防業務の各種証明」から細項目名を変更)										
148	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 合併時に研修項目、内容を統一して新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	04 消防職員訓練・研修の状況										
149	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 建築物等の審査指導、建築相談については事務の効率化と公平性を保つため事務は本部に一本化する。 2 書類審査の終了後の検査業務は統一した検査基準を策定し各地区の署・支署が実施する。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	05 建築同意										
150	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 現行制度のまま新市に引き継ぐが、新たに統一した整備計画の策定が必要となる。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	06 消防水利										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
151	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 合併時に消防本部に事務を一本化し、新市に引き継ぐ。 2 郵送による申請受理や電子申請について関係部局と協議し、早期導入に向け検討する。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況										
	07 消防設備										
152	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 制度が同一で統合することで効率的となる組織については統合する。(防火管理者連絡協議会、危険物安全協会、家庭防災推進員、婦人防火クラブ) 2 地域防災活動上現体制で活動する必要がある組織は、そのまま存続させる。(各少年消防クラブ、下幌呂自衛消防隊、釧路市救助協力会) 3 大災害時には各組織が連帯して活動する必要がある、それらを統括する連合体としての組織が必要である。(釧路市連合防災推進協議会を上部機関とする。) 4 市町村より活動に必要な補助金が交付されている団体の活動に要する経費について、他の組織との均衡を図るため合併後に調整を図る。(釧路市連合防災推進協議会、別保少年消防クラブ) 5 大災害時の自主防災体制の構築のため自主防災組織の未整備地区に対する育成指導が必要である。  (留意事項) (1) 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関・「釧路東部消防組合危険物安全協会」(釧路町内会員の脱退申し入れと、それに伴う関連事項については、釧路町が調整を図る。)	同左	同左	2の記述中、「下幌呂自衛消防隊、」を削除  4の記述中、「市町村」を「市町」に修正し、「別保少年消防クラブ」を削除  5の記述の(留意事項)以下の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	18	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況										
	08 消防団体										
153	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 合併時に現制度のまま新市に引き継ぐが、組織・人員での定員管理計画により制度の見直しもありえるが、町村においては、非常災害時の職員招集のため町村内居住が必要であることから、待機宿舍を設けたもので、合併後も、その必要性に変わりはない。また、合併後の各地区間の人事交流を行う上で必要である。 2 住宅使用料については、待機宿舍としての位置付けから低額の使用料となっている経過も踏まえ、一般行政職の職員住宅の調整方針に合わせ調整を図る。	同左	同左	1の記述中、「町村」を「3町」に、「町村内居住」を「町内居住」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	09	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況										
	09 消防職員住宅										
154	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐが、新市においては各地域の既存施設を活用した防災コミュニティ・センターを設け、住民の防災行動力の醸成に努める必要がある。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況										
	10 防火センターなど										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
155	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 予防査察については、釧路市、釧路町では特別な場合を除き勤務日に実施しているが、他町村では通常非番日で実施している所もあり新市において制度の見直しを含め調整を図る。  2 防火管理者の講習会については、会場の関係もあり受講者の制限をしている状況であり実施場所・回数について新市において検討し、出来るだけ受講者の利便を図る。	同左  同左	1 予防査察については、釧路市では特別な場合を除き勤務日に実施しているが、他町では通常非番日で実施している所もあり新市において制度の見直しを含め調整を図る。  2 防火管理者の講習会については、会場の関係もあり受講者の制限をしている状況であり実施場所・回数について新市において検討し、出来るだけ受講者の利便を図る。	1の記述中、「釧路町」を削除し、「他町村」を「他町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	02 消防事務の状況										
	11 予防査察・防火管理者研修										
156	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 その他の事務については、現行のまま新市に引き継ぐが移行時に発生する事務は合併後調整を図る。	同左  同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況										
	03 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										
157	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 消防団組織は、常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景もあり、地域防災の観点からも現状での新市移行が望ましい。(組織上は独立した組織の体制とするが、消防計画等により市長の指揮監督下で活動することとなることから、方向性については統合とする。)  2 団員の定年制等の諸規定について合併後速やかに整合を図る必要がある。  (留意事項) 1 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 (1)「北海道消防協会」 北海道消防協会釧路地方支部内での合併対象外消防団との意見調整は、釧路地方支部事務局が行う。 北海道消防協会負担金の調整については、釧路地方支部事務局が行う。 (2)「釧路東部消防組合消防互助会」 消防互助会からの脱退等関連事項については、釧路町が調整を図る。	同左  同左	1 消防団組織は、常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景もあり、地域防災の観点からも現状での新市移行が望ましい。(組織上は独立した組織の体制とするが、消防計画等により市長の指揮監督下で活動することとなることから、方向性については統合とする。)  2 団員の定年制等の諸規定について合併後速やかに整合を図る必要がある。  (留意事項) 1 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 (1)「北海道消防協会」 北海道消防協会釧路地方支部内での合併対象外消防団との意見調整は、釧路地方支部事務局が行う。 北海道消防協会負担金の調整については、釧路地方支部事務局が行う。	(留意事項)1(2)の記述を削除	釧路町離脱により記述を削除するものであるが、消防互助会は任意の職員親睦団体組織であり、公的扶助組織ではないため、鶴居村離脱による釧路西部消防組合消防互助会に関する記述は追加しない	総務	24-02	
	02 消防団の状況										
	01 組織・機構										
	01 組織・人員										
158	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 消防団は、現制度のまま新市に引き継ぐ。  2 現分団数及び階級定数は、消防団員の地域防災にかける意欲をそくことがないよう現行を維持する。  3 分団については、発足時からの歴史的な背景を考慮し、現管轄区域を当面堅持する。	同左  同左	同左			総務	24-02	
	02 消防団の状況										
	01 組織・機構										
	02 構成										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
159	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 各消防団の車両保有台数は、現台数のまま新市に引き継ぐ。 2 新たな車両整備計画は、常備消防と同様に策定する。	同左	同左			総務	24-02			
	02 消防団の状況			同左								
	01 組織・機構	合併時										
	03 車両等の保有の状況											
160	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に合わせ一本化する。	同左	同左			総務	24-02			
	02 消防団の状況			同左								
	01 組織・機構	合併時										
	04 報酬等											
161	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 各市町村の条例で規定する勤務年数・階級別による支給額は、同額であり釧路市の条例に一本化する。	同左	1 各市町の条例で規定する勤務年数・階級別による支給額は、同額であり釧路市の条例に一本化する。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	総務	24-02			
	02 消防団の状況			同左								
	01 組織・機構	合併時										
	05 退職報償金											
162	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 消防団の表彰については、釧路市の制度に合わせ一本化するが、消防功労等の表彰内容は新市において調整を図る。	同左	同左			総務	24-02			
	02 消防団の状況			同左								
	01 組織・機構	合併時										
	06 表彰の状況											
163	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市において、国で定める規制に従った統一した被服規則を制定する。 2 給・貸与品目、数量については、釧路市の制度に一本化するが新市において調整を図る。	同左	同左			総務	24-02			
	02 消防団の状況			同左								
	01 組織・機構	合併時										
	07 貸与品											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類								
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容												
	小項目										時期							
	細項目																	
164	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 釧路市の制度に統合一本化する。</p> <p>2 緊急を有する広域的な消防活動を円滑に行うため、より高度な消防緊急通信システムを整備し、迅速・的確な消防活動が行えるよう新市において段階的に6市町村区域を統括する指令センターを、現釧路市消防本部内に設置し指令管制業務のシステム化を推進する。 (1)119番の受報及び出動指令は、指令センターに一本化する。 (2)全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る。 (3)災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立については、無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る。 (4)災害の最新情報を交換できる情報のネットワークの構築については、情報システム部門と調整を図るとともに広域な災害活動を行うため、的確な情報交換を指令センターと現場間で行う手段となる情報通信機器の整備が必要である。</p> <p>3 効率的な災害活動が行えるようそれぞれの地域で特性にあった防御計画を策定するとともに、相互に不足する消防力を補完できる新たな出動計画を策定する。</p>	同左	<p>1 釧路市の制度に統合一本化する。</p> <p>2 緊急を有する広域的な消防活動を円滑に行うため、より高度な消防緊急通信システムを整備し、迅速・的確な消防活動が行えるよう新市において段階的に全区域を統括する指令センターを、現釧路市消防本部内に設置し指令管制業務のシステム化を推進する。 (1)119番の受報及び出動指令は、指令センターに一本化する。 (2)全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る。 (3)災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立については、無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る。 (4)災害の最新情報を交換できる情報のネットワークの構築については、情報システム部門と調整を図るとともに広域な災害活動を行うため、的確な情報交換を指令センターと現場間で行う手段となる情報通信機器の整備が必要である。</p> <p>3 効率的な災害活動が行えるようそれぞれの地域で特性にあった防御計画を策定するとともに、相互に不足する消防力を補完できる新たな出動計画を策定する。</p>	2の記述中、「6市町村区域」を「全区域」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01								
	03 火災発生と緊急出動																	
	01 火災発生件数																	
	01 火災出動(「発生」を「出動」に訂正)																	
165	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 現救急車の台数のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>2 研修期間中の人員確保の方策等については、高度救命体制の構築のため、救急救命士に対して技術維持のための研修及びメディカルコントロール体制での研修が義務付けられていることから合併後に検討する。</p> <p>3 救急医療体制については、新市の住民に対し公平な救急医療サービスの提供及び救急隊員の技術レベルの維持向上のため全ての救急隊を専任とすることが理想であるが、雪裡支署と白糠消防署の救急隊については、合併時に専任として体制の強化を図るが、釧路町(別保地区)、阿寒町、鶴居村、音別町の救急隊は現体制と同様に消防隊との乗換えとする。</p> <p>4 現在高規格救急車が配置されていない地域には、新市において早急に配置できるよう検討する。</p> <p>【参考】 メディカルコントロール体制とは、救急救命士が行える特定行為を直接的医師の指示なしで実施可能とする条件設定。 1 包括的医師の指示下における除細動の実施(15年4月から) 2 気管内挿管の実施(16年7月から) 3 輸液については、検討中</p>	同左	<p>1 現救急車の台数のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>2 研修期間中の人員確保の方策等については、高度救命体制の構築のため、救急救命士に対して技術維持のための研修及びメディカルコントロール体制での研修が義務付けられていることから合併後に検討する。</p> <p>3 救急医療体制については、新市の住民に対し公平な救急医療サービスの提供及び救急隊員の技術レベルの維持向上のため全ての救急隊を専任とすることが理想であるが、白糠消防署の救急隊については、合併時に専任として体制の強化を図るが、阿寒町、音別町の救急隊は現体制と同様に消防隊との乗換えとする。</p> <p>4 現在高規格救急車が配置されていない地域には、新市において早急に配置できるよう検討する。</p> <p>【参考】 メディカルコントロール体制とは、救急救命士が行える特定行為を直接的医師の指示なしで実施可能とする条件設定。 1 包括的医師の指示下における除細動の実施(15年4月から) 2 気管内挿管の実施(16年7月から) 3 輸液については、検討中</p>	3の記述中、「雪裡支署」と、「釧路町(別保地区)」及び「鶴居村、」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01								
	03 火災発生と緊急出動																	
	02 救急出動状況																	
	01 救急出動(「緊急」を「救急」に訂正)																	
166	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 地域防災計画については合併時に一本化し統合するが、避難場所・消防計画等で市域と釧路町域が重複する区域があることから調整が必要である。</p> <p>2 雌阿寒岳火山防災計画については合併前に組織の再編を含めた協議が必要であり、一本化し新市に引き継ぐ。</p>	同左	<p>1 地域防災計画については合併時に一本化し統合する。</p> <p>2 雌阿寒岳火山防災計画については合併前に組織の再編を含めた協議が必要であり、一本化し新市に引き継ぐ。</p>	1の記述中、「が、避難場所・消防計画等で市域と釧路町域が重複する区域があることから調整が必要である」を削除	釧路町離脱による	総務	24-01								
	04 防災体制の状況																	
	01 防災計画の状況																	
	01 防災計画の状況																	



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
167	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の防災会議の構成団体は、基本的には釧路市の例により一本化する。 2 町村ごとの特性や地理的事情を考慮し、必要に応じて構成団体を調整する。 例) 経済団体、連合町内会	同左	1 新市の防災会議の構成団体は、基本的には釧路市の例により一本化する。 2 町ごとの特性や地理的事情を考慮し、必要に応じて構成団体を調整する。 例) 経済団体、連合町内会	2の記述中、「町村」を「町」に修正	鶴居村離脱による	総務	24-01		
	04 防災体制の状況	合併時		同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	02 防災会議の状況			同左							
168	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 新市において、大規模な地震に伴う被害の発生や津波の襲来、火山の噴火を想定した訓練を実施するものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況	合併時		同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	03 防災訓練			同左							
169	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の防災行政無線は、基地局を市役所に置き一元管理するものとする。 2 防災行政無線を利用し、行政情報の発信をしている例があり合併後においても(仮称)総合行政センターに支局を置き、継続して使用するものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況	合併時		同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	04 防災無線			同左							
170	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の消防計画は、釧路市の制度に一本化する。 2 消防水利の確保並びに施設の管理については、地域計画を策定のうえ一元管理するものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況	合併時		同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	05 消防計画・水利計画			同左							
171	13 消防・防災・治安	その他	1 6市町村それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設については、統合・同一内容(合併時)とし、新市へ現行のまま引き継ぐ。(合併後に、整理調整が必要である。) 2 雌阿寒岳火山防災計画に定めがあるものについては、統合・一本化(合併時)とする。釧路市が参加していないことにより、合併前に調整し一本化を図る。	同左	1 それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設については、統合・同一内容(合併時)とし、新市へ現行のまま引き継ぐ。(合併後に、整理調整が必要である。) 2 雌阿寒岳火山防災計画に定めがあるものについては、統合・一本化(合併時)とする。釧路市が参加していないことにより、合併前に調整し一本化を図る。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01		
	04 防災体制の状況	合併時		同左							
	02 災害避難施設の設置状況			同左							
	01 指定避難場所・緊急支援物資保管施設			同左							
172	13 消防・防災・治安	その他	1 [13-04-01-04]「防災行政無線」と同一内容であり調整不要とする。	同左	同左			総務			
	04 防災体制の状況			同左							
	05 災害時の連絡状況			同左							
	01 災害無線			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
173	13 消防・防災・治安	再編	1 災害弱者対策については、白糠町の「災害弱者対応危機管理システム」を参考に再編整備するものとする。 また、自主防災組織については、早期に全地域での組織化を目指すものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況	経過措置 3年程度		同左							
	06 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										
174	13 消防・防災・治安	その他	1 警察署、警察官駐在所、交番、派出所の現況データであることから調整不要とする。	同左	同左			総務			
	05 治安体制の状況										
	01 治安体制の状況										
	01 治安避難施設										
175	21 住民活動	再編	1 広報誌の発行は、月1回とする。 2 配布方法は、手数料なども含め現行の方法による。なお、音別町の非常勤特別職の行政協力委員の制度は、合併時までに調整する。 3 地域にあった配布方法を検討する。(経過措置 1年程度) 4 釧路市において実施している点字・声の広報及びTV広報は、新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況	経過措置 1年程度			同左						
	01 広(公)聴活動										
	01 広報誌										
176	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 モニター登録のあり方などについては、行政区域が広大になるため合併後速やかに調整する。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況	合併時			同左						
	01 広(公)聴活動										
	02 市町村政モニター制度										
177	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 新市においても実施することとする。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況	合併時			同左						
	01 広(公)聴活動										
	03 市町村政懇談会										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
178	21 住民活動	統合 (同一内容)  合併時	1 行政に対する投書等については、現行同一内容で実施しており合併時に統合する。  2 広報紙への掲載については、新市において調整する。	同左	同左			企画	25-02	
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左						
	01 広(公)聴活動									
	04 その他の広(公)聴制度									
179	21 住民活動	再編  合併時	1 合併後速やかに新市の要覧を作成する。	同左	同左			企画	25-02	
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左						
	01 広(公)聴活動									
	05 市町村要覧									
180	21 住民活動	統合 (同一内容)  合併時	1 陳情の受理等については、同一内容で実施しており現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-02	
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左						
	02 陳情の状況									
	01 陳情									
181	21 住民活動	その他  合併時	1 記者クラブ対応は、現行のまま新市に引き継ぐ。  2 「あったかふるさと井戸端会議」「地域担当職員」などの広聴制度については、新市において様々な手法を検討し再編する。  3 防災行政無線を活用した広報や広報カレンダーなどについては、地域ごとの情報提供のあり方として新市において検討する。	同左	1 記者クラブ対応は、現行のまま新市に引き継ぐ。	2の記述中、「あったかふるさと井戸端会議」を削除  3の記述を削除	については、釧路町離脱による  については、鶴居村離脱による	企画	25-02	
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左	2 「地域担当職員」などの広聴制度については、新市において様々な手法を検討し再編する。					
	03 その他主要な事務事業									
	01 その他主要な事務事業									
182	21 住民活動	その他	1 行政相談及び人権相談については、それぞれ行政評価分室及び法務局の事業であるため調整不要。  2 無料法律相談は、釧路市の実施であるが現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-24	
	02 住民相談の状況									
	01 法律関係の相談									
	01 行政相談:民事相談、無料法律相談									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
183	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市のみの実施であるが、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 姉妹都市：バーナビー市(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)、ホルム スク市(ロシア・サハリン州) 姉妹港：スワード港(アメリカ合衆国アラスカ州)、ニューオーリンズ港(ア メリカ合衆国ルイジアナ州) 港街友好都市：ペトロパブロフスクカムチャツキー市(ロシア・カムチャツ カ州) 姉妹湿地：クーラング湿地及びその周辺湿地(オーストラリア・ニュー サウスウェルズ州ニューカッスル市ほか)	同左	同左			企画	25-03			
	06 交流事業の状況	合併時		同左								
	01 国際交流			同左								
	01 姉妹都市交流											
184	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市と白糠町で実施しているが、新市においても実施していく。	同左	同左			企画	25-03			
	06 交流事業の状況	合併時		同左								
	01 国際交流			同左								
	02 国際交流事業											
185	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 相手方との関係もあり、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 釧路市(姉妹都市)：鳥取県鳥取市、秋田県湯沢市、(観光友好都市)： 岡山県岡山市 阿寒町(姉妹都市)：熊本県阿蘇町 音別町(姉妹都市)：徳島県鷲敷町	同左	同左			企画	25-03			
	06 交流事業の状況	合併時		同左								
	02 国内交流			同左								
	01 姉妹都市交流											
186	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 相手方との関係もあり、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 釧路市：千葉県八千代市、山梨県都留市、鹿児島県出水市 鶴居村：兵庫県市川町 白糠町：東京都八王子市	同左	1 相手方との関係もあり、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 釧路市：千葉県八千代市、山梨県都留市、鹿児島県出水市 白糠町：東京都八王子市	【参考】の記述中、「鶴 居村：兵庫県市川町」を削 除	鶴居村離脱による	企画	25-03			
	06 交流事業の状況	合併時		同左								
	02 国内交流			同左								
	02 国内交流事業											
187	21 住民活動	その他	1 地域間交流事業として調整すべき内容がないことから調整不要とす る。	同左	同左			企画				
	06 交流事業の状況			同左								
	03 地域間交流											
	01 交流事業											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
188	21 住民活動	統合 (一本化)	合併時	1 新市の表彰制度は、釧路市の制度に一本化する。 2 5町村の名誉町(村)民で現に年金を支給しているものについては、現状のまま新市に引き継ぎ、継続して支給するものとする。 3 5町村で過去に表彰された者の名簿(台帳)は、新市において永久に保管するものとする。	同左	同左	2の記述中、「5町村の」及び「(村)」を削除  3の記述中、「5町村で」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	22	
	08 市町村表彰の状況				同左						
	01 表彰制度										
	01 表彰制度										
189	21 住民活動	その他		1 民間団体であり調整不要とする。	同左	同左			企画		
	09 国際ボランティア活動の状況										
	01 国際ボランティア活動の状況										
	01 国際ボランティア団体										
190	21 住民活動	統合 (同一内容)	合併時	1 運行する4市町とも同一内容で実施しているので合併時に統合する。 (留意事項) 新市において、路線の見直しや同一路線に対する各市町の補助金の一本化が必要である。	同左	同左			企画	25-04	
	12 地方バス路線維持に関すること				同左						
	01 地方バス路線維持の状況										
	02 市町村バス										
191	22 慣行	統合 (一本化)	合併時	1 6自治体の宣言は、すべて新市に継承することとするが同種の宣言文については合併時まで調整する。 【参考】 1 宣言の種類 (1) 交通安全都市宣言又はこれに類するもの 釧路市、釧路町、白糠町、音別町 (2) シートベルト着用の町宣言 阿寒町 (3) 障害者福祉都市宣言 釧路市 (4) スポーツ都市宣言 釧路市 (5) 生涯学習都市宣言 釧路市 (6) 核兵器廃絶平和都市宣言又はこれに類するもの 6市町村全部 (7) 暴力追放、防犯都市又はこれに類するもの 6市町村全部 (8) 銃器犯罪根絶宣言 白糠町 (9) 豊かな森林と川と海を育む町宣言 白糠町	同左	同左	1 宣言は、すべて新市に継承することとするが同種の宣言文については合併時まで調整する。 【参考】 1 宣言の種類 (1) 交通安全都市宣言又はこれに類するもの 釧路市、白糠町、音別町 (2) シートベルト着用の町宣言 阿寒町 (3) 障害者福祉都市宣言 釧路市 (4) スポーツ都市宣言 釧路市 (5) 生涯学習都市宣言 釧路市 (6) 核兵器廃絶平和都市宣言又はこれに類するもの 4市町 (7) 暴力追放、防犯都市又はこれに類するもの 4市町 (8) 銃器犯罪根絶宣言 白糠町 (9) 豊かな森林と川と海を育む町宣言 白糠町	1の記述中、「6自治体の」、【参考】1(1)の「釧路町」を削除  同じく(6)、(7)の「6市町村全部」を「4市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	22
	01 都市宣言等の状況										
	01 宣言										
	01 宣言										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
192	22 慣行	01 都市宣言等の状況	統合 (一本化)	1 新市の花、木、鳥等を定めるものとする。	同左	同左			総務	22	
	02 市町村の花・木	01 花、木			経過措置 1年程度	同左					
193	22 慣行	01 都市宣言等の状況	その他	1 新市の章については、合併時までに定めることとする。【統合・一本化(合併時)】  2 市民憲章、市民の歌は、新市において定めることとする。【再編(経過措置1年程度)】 なお、合併前の市町村の歌の保全と伝承に努める。	同左	1 新市の章については、合併時までに定めることとする。【統合・一本化(合併時)】  2 市民憲章、市民の歌は、新市において定めることとする。【再編(経過措置1年程度)】 なお、合併前の市町の歌の保全と伝承に努める。	2の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	総務	22	
	03 市町村章・市町村民憲章等	01 章、憲章、歌									
194	23 一部事務組合等	01 一部事務組合の状況	統合 (一本化)	1 6市町村に共通する一部事務組合で、脱退又は再編で合併時に一本化するもの。 釧路圏広域市町村圏事務組合…組織の再編 釧路公立大学事務組合…組織の再編 北海道市町村備荒資金組合…単位団体での脱退 地方公務員災害補償基金北海道支部 …組織の再編 この場合、次の点に留意する (1) 出資金等負担割合の見直し…広域市町村圏事務組合基金の調整 (2) 一部事務組合からの脱退と組織の再編…備荒資金組合の積立金の処分  2 5町村に共通する一部事務組合については、すべて脱退する。 (1) 退職手当組合は、脱退の際に清算が伴う。  3 職員共済等福利厚生については、釧路市の制度に一本化する。  4 消防組織は、3組織を速やかに統合する。 (1) 釧路町の消防については、釧路東部消防組合から離脱する。離脱の際、退職手当組合の清算が伴う。	同左	1 4市町に共通する一部事務組合で、脱退又は再編で合併時に一本化するもの。 釧路圏広域市町村圏事務組合…組織の再編 釧路公立大学事務組合…組織の再編 北海道市町村備荒資金組合…単位団体での脱退 地方公務員災害補償基金北海道支部 …組織の再編 この場合、次の点に留意する (1) 出資金等負担割合の見直し…広域市町村圏事務組合基金の調整 (2) 一部事務組合からの脱退と組織の再編…備荒資金組合の積立金の処分  2 3町に共通する一部事務組合については、すべて脱退する。 (1) 退職手当組合は、脱退の際に清算が伴う。  3 職員共済等福利厚生については、釧路市の制度に一本化する。  4 消防組織は、釧路西部消防組合と協議のうえ、3町と釧路市消防本部を速やかに統合する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正  2の記述中、「5町村」を「3町」に修正  4の記述中、「3組織」を「釧路西部消防組合と協議のうえ、3町と釧路市消防本部」に修正し、(1)の全文を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	企画	17	
	01 一部事務組合の状況	01 組織			合併時						
195	23 一部事務組合等	02 法定協議会の状況	その他	1 釧路市・釧路町合併協議会は、既に解散しているので調整不要とする。  2 釧路地域6市町村合併協議会については、合併時に整理されることから調整不要とする。	同左	1 釧路市・釧路町合併協議会、釧路地域6市町村合併協議会は、既に解散しているので調整不要とする。  2 釧路地域4市町合併協議会については、合併時に整理されることから調整不要とする。	1の記述中、「釧路地域6市町村合併協議会は、」を追加  2の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務		
	01 法定協議会の状況	01 組織									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
196	24 公社等	統合 (一本化)	合併時	1 組織体制(役員・職員)は統合時まで決定する。役員は定款策定 の中で整理する。 2 基本財産は新市の公社に引き継ぐ。(各公社ともに500万円)	同左	同左			企画	17		
	01 土地開発公社の状況				同左							
	01 組織・機構											
197	24 公社等	統合 (一本化)	合併時	1 [24-01-01-01]「土地開発公社の組織」の項にて調整されたと あり、事業・財産とも新市の公社に引き継ぐ。	同左	同左			総務	17		
	01 土地開発公社の状況				同左							
	02 経営状況											
198	24 公社等	調整猶予	猶予期間 3年程度	1 業務内容・経営状況等を勘案しながら、株主との協議も含め、3年を 目途に振興公社のあり方について検討する。 2 各公社の事業・職員・市町村の出資については、継続することを基 本とする。 3 市町村からの委託等については、現行の市町村単独実施の制度等 を継承する。	同左	同左	2及び3の記述中、「市 町村」を「市町」に3箇所修 正	鶴居村離脱による	企画	17		
	02 振興公社の状況				同左							
	01 組織・機構											
199	24 公社等	調整猶予	猶予期間 3年程度	1 事業計画、資本金、所有株の扱い、不動産の扱いについては、株 主との協議を含め3年を目途に振興公社のあり方について検討する。	同左	同左			総務	17		
	02 振興公社の状況				同左							
	02 経営状況											
200	24 公社等	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市の8財団・事業団については、新市に現行どおり引き継ぐ。	同左	同左			総務	17		
	03 財団・事業団の状況				同左							
	01 組織・機構											
	01 組織											

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
201	25 行政委員会	統合 (一本化)  合併時	1 新市において新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置する。(地方自治法施行令第4条) 新設合併の場合に、新市の市長選挙は、暫定的に設置された選挙管理委員会が行う。  2 新市の正規な選挙管理委員会は、新市長のもとに開催される最初の議会において、承認を得て選任する。  3 新市の選挙管理委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	01 委員会の構成・任期・報酬									
	01 組織									
202	25 行政委員会	統合 (同一内容)  合併時	1 選挙人名簿は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容									
	02 選挙人名簿登録者									
203	25 行政委員会	統合 (同一内容)  合併時	1 公営掲示場は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容									
	04 公営掲示場									
204	25 行政委員会	統合 (一本化)  合併時	1 選挙事務従事者は、新市における投・開票所の設置状況に応じて配置する。  2 投票所入場券の様式を一本化する。	同左	1 釧路市の例により統合するが、選挙事務従事者は、新市における投・開票所の設置状況に応じて配置する。	1の記述中、「釧路市の例により統合するが、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左	2 投票所入場券の様式を一本化する。					
	02 組織・事務内容									
	05 選挙事務従事者									
205	25 行政委員会	統合 (同一内容)  合併時	1 公営施設個人演説会場は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容									
	06 公営施設個人演説会場									



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
206	25 行政委員会	再編	1 合併時における農業委員会は、3委員会とし選挙区を旧自治体単位として置くこととする。なお、それぞれの委員の定数は、10～15名の範囲で合併時までに調整する。 但し、経過措置の6年後には、1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討する。  2 任期については、合併特例法第8条第3項の在任特例を適用し、合併後1年以内とする(平成17年7月19日を目途とする。)	その他	1 [25-01-01-01]「農業委員会の組織」にて整理される定数、選挙区及び任期等の調整方針に基づき選挙を執行する。	調整方針の「再編」を「その他」に修正  調整時期の「経過措置6年程度」を削除  1の記述を修正  2の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による修正に合わせ、「農業委員会の組織」については産業経済小委員会で調整されることを明確にするため	総務	07		
	02 選挙管理委員会	経過措置 6年程度		同左						同左	
	02 組織・事務内容	合併時									
	08 農業委員会委員選挙										
207	25 行政委員会	統合 (同一内容)	1 海区漁業調整委員会の選挙区は、釧路・十勝管内全域(同一)であり合併時に現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15		
	02 選挙管理委員会	合併時		同左							
	02 組織・事務内容										
	09 海区漁業調整委員会選挙										
208	25 行政委員会	統合 (同一内容)	1 選挙公報の配布等については、地域事情を勘案の上実施する。	同左	同左			総務	15		
	02 選挙管理委員会	合併時		同左							
	02 組織・事務内容										
	10 選挙公報、関係団体										
209	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 新市の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、合併後最初の議会において承認を得て選任する。  2 新市の監査委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	1 新市の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、釧路市の例により定数を定め、合併後最初の議会において承認を得て選任する。  2 新市の監査委員の報酬は、釧路市の例による。	1の記述中、「釧路市の例により定数を定め、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	15		
	03 監査委員	合併時		同左							
	01 委員の構成・任期・報酬										
	01 組織										
210	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 監査事務については、釧路市の制度に一本化する。  2 新市移行後に、旧市町村に係る平成16年度公営企業会計決算審査業務及び一般会計・特別会計決算審査業務を行う際には、各事務事業に精通した職員による臨時的かつ機動的な監査体制の検討が必要である。	同左	1 監査事務については、釧路市の制度に一本化する。  2 新市移行後に、旧市町に係る公営企業会計決算審査業務及び一般会計・特別会計決算審査業務を行う際には、各事務事業に精通した職員による臨時的かつ機動的な監査体制の検討が必要である。	2の記述中、「旧市町村」を「旧市町」に修正し、「平成16年度」を削除	鶴居村離脱による修正とともに、調整内容文を精査した	総務	15		
	03 監査委員	合併時		同左							
	02 事務局内容										
	01 事務局										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
211	25	行政委員会	統合 (一本化)	1 新市の公平委員会は、釧路市の制度に一本化する。この場合、釧路支庁管内町村公平委員会から離脱する。 2 新市の公平委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	15		
	04	公平委員会			合併時						同左	
	01	委員の構成・任期・報酬										
	01	組織										